



発行 新潟県  
**第 43 号**  
 令和4年6月10日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 731 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 732 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 733 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 734 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 735 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 736 基本測量の終了通知（監理課）
- 737 道路の区域変更（道路管理課）
- 738 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の契約者等（危機対策課）
- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）
- 令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の場所の変更について（建築住宅課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局管理規程

- 10 新潟県立病院の指定管理者の手続き等に関する規程の制定について（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 10 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 68 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 8 新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（警察本部広報広聴課）

警察本部告示

- 38 新潟県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（警察本部広報広聴課）

正 誤

- 令和4年5月31日付け県報第40号新潟県公安委員会告示第61号中（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第731号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和4年6月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
佐渡市秋津字坊の前2380番	田	3,791

- 2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年10月	5年	37,710 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和4年6月24日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第732号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和4年6月10日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
佐渡市新穂長畝1114番2	田	1,517
佐渡市新穂長畝2119番1	田	2,911
佐渡市新穂長畝2120番1	田	2,982

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年10月	5年	73,695 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由  
 オ 意見の趣旨及びその理由  
 カ その他参考となるべき事項
- (2) 提出期限  
 令和4年6月24日
- (3) 提出先  
 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
 新潟県農林水産部地域農政推進課
- (4) 提出方法  
 上記提出先への持参又は郵送

### ◎新潟県告示第733号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和4年6月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市小浮字千苺95番	田	163
阿賀野市小浮字前島2487番1	畑	325
阿賀野市野田字前田115番1	田	100

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻、野菜栽培	令和5年4月	5年	17,385 円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池 田 紀 夫  
 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第35号（令和4年5月13日発行）で告示したが、令和4年5月27日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

### ◎新潟県告示第734号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和4年6月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
魚沼市中家字門田859番2	田	542
魚沼市中家字門田859番3	田	304

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和4年11月	5年	19,355 円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

## 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第35号(令和4年5月13日発行)で告示したが、令和4年5月27日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

## 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局南魚沼支局において、補償金の還付を受けることができる。

## 7 その他

機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。

## ◎新潟県告示第735号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和4年6月10日

新潟県知事 花角 英世

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
魚沼市徳田1635番地	田	1,001
魚沼市徳田1636番地	田	1,757
魚沼市徳田1652番地	田	1,882
魚沼市徳田字犬川橋424番1	田	472

## 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和4年11月	5年	248,625円

## 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

## 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第35号(令和4年5月13日発行)で告示したが、令和4年5月27日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

## 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局南魚沼支局において、補償金の還付を受けることができる。

## 7 その他

機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。

## ◎新潟県告示第736号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年6月10日

新潟県知事 花角 英世

## 1 作業種類 基本測量(時空間変位確定測量)

## 2 作業期間 令和4年1月1日から令和4年3月31日まで

## 3 作業地域 新潟県全域

## ◎新潟県告示第737号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年6月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市大白川字下ツクタキ12番3から	新	11.2～57.5メートル	197.6メートル
同市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番155まで	旧	9.4～28.0メートル	197.6メートル

◎新潟県告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年6月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市大白川字下ツクタキ12番3から同市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番155まで
- 3 供用開始の期日 令和4年6月10日

公 告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年6月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和4年度新潟県総合防災情報システム保守運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県防災局危機対策課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
三菱電機株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区東大通一丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
56,650,000円
- 6 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表

する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年6月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 (仮称)ダイレックス燕吉田店  
所在地 燕市吉田字流間3698番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
    - 法人代表者氏名 代表取締役 伊藤 光博
    - 住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 ダイレックス株式会社
    - 法人代表者氏名 代表取締役 多田 高志
    - 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年1月20日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
計1,160平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計45台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計11台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計50.0平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・容量 計9.0立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・ダイレックス株式会社
    - 午前9時00分から午後10時00分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 3箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日  
令和4年5月19日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

- 9 縦覧期間  
令和4年6月10日から令和4年10月10日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の場所の変更について（公告）

令和4年3月4日付け公告（令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）の一部を、次のとおり変更する。

令和4年6月10日

新潟県知事 花角 英世

変更後	変更前
2 試験の場所 (1) 学科の試験 (略) (2) 設計製図の試験 ア 二級建築士 新潟工科専門学校 新潟市中央区長潟2丁目1番4号 長岡商工会議所 長岡市表町3丁目1番8号 リナシエビル3 イ 木造建築士 新潟工科専門学校 新潟市中央区長潟2丁目1番4号	2 試験の場所 (1) 学科の試験 (略) (2) 設計製図の試験 ア 二級建築士 未定 イ 木造建築士 未定

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年6月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
業務用サーバ等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借上げ
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和4年5月16日
- 6 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社新潟支店  
新潟県新潟市中央区万代三丁目1番1号
- 7 落札価格  
371,778,000円
- 8 入札公告日  
令和4年3月25日
- 9 落札方式

最低価格

## 病院局管理規程

### 新潟県病院局管理規程第10号

新潟県立病院の指定管理者による管理の手続等に関する規程を次のように定める。

令和4年6月10日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県立病院の指定管理者による管理の手続等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。)の施行に伴い、条例第11条に掲げる病院の指定管理者による管理の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の免除)

第2条 条例第13条第6項の管理規程で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 貧困、災害又は公益上の理由により必要があると認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第14条第1項の規定による申請は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 病院の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体(以下「法人等」という。)に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院局長が必要と認める書類

(管理の細則)

第4条 条例及びこの管理規程に定めるもののほか、病院の管理に関し必要な事項は、あらかじめ病院局長の承認を得て指定管理者が定める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年新潟県条例第48号)の施行の日から施行する。

## 選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
村上市	(略)	(略)	村上市	(略) <u>瀬波病院</u>	(略) <u>村上市瀬波温泉 2丁目4番15号</u>
	(略) 老人保健施設 優 和の里	(略) 村上市勝木1340- 1		(略) 老人保健施設 優 和の里	(略) 村上市勝木1340- 1
	<u>新潟県厚生農業協 同組合連合会 介 護医療院 瀬波</u>	<u>村上市瀬波温泉 2丁目4番15号</u>			
(略)			(略)		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
上越市	(略) 特別養護老人ホーム サンクスレル ヒの森	(略) 上越市大貫2丁 目16番23号	上越市	(略) 特別養護老人ホーム サンクスレル ヒの森	(略) 上越市大貫2丁 目16番23号
	<u>介護付有料老人 ホーム スローラ イフもんぜん</u>	<u>上越市下門前 1910番地</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場

合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年6月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

37,369

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

333,554

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,509
新潟市東区	38,113
新潟市中央区	49,568
新潟市江南区	19,139
新潟市秋葉区	21,474
新潟市南区	12,406
新潟市西区	43,793
新潟市西蒲区	15,855
長岡市三島郡	75,809
上越市	52,831
三条市	26,954
柏崎市刈羽郡	24,246
新発田市北蒲原郡	30,786
小千谷市	9,735
加茂市南蒲原郡	10,800
十日町市中魚沼郡	17,059
見附市	11,267
村上市岩船郡	18,252
燕市西蒲原郡	24,453
糸魚川市	11,724
妙高市	8,857
五泉市東蒲原郡	16,927
阿賀野市	11,690
佐渡市	15,072
魚沼市	9,881
南魚沼市南魚沼郡	17,578
胎内市	8,043

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月10日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p><b>第5条</b> 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を公安委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、公安委員会がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u></p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p><b>第5条</b> 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を公安委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年6月13日から施行する。

警察本部告示

◎新潟県警察本部告示第38号

新潟県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年6月13日から施行する。

令和4年6月10日

新潟県警察本部長 村田 達哉

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前

<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p><b>第5条</b> 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を警察本部長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、警察本部長がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u></p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p><b>第5条</b> 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を警察本部長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p>
--	--

正 誤

令和4年5月31日付け新潟県公安委員会告示第61号（警備員指導教育責任者講習の実施）中

ページ	行	誤	正
18	11	令和4年7月11日（月）から同月14日（木）までの4日間	令和4年7月8日（金）から同月14日（木）までの5日間（日曜日及び土曜日を除く。）